

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

はじめに、事業継続力強化支援計画を策定する上での前提条件として、川辺町地域防災計画に基づき、川辺町の災害特性や防災上の特性を「自然的条件」、「社会的条件」の二つの観点から示す。

①自然的条件

【位置・面積】

濃尾平野の北端に位置するとともに、岐阜県南部、美濃地方のほぼ中央にあり、美濃加茂市、七宗町、八百津町に隣接している。また、県庁所在地である岐阜市中心部へは約30km、中部経済圏の中心である名古屋市中心部へは約40kmの距離に位置している。面積は41.16km²で、町域は東西3.7km、南北10.3kmにわたって広がっている。

【地形・地勢】

川辺町は、町の中央部を南北に飛騨川が流れている。川辺ダム湖を中心として、その両岸に位置する海拔100m前後の河岸段丘上の平地に、宅地や農地が広がっている。町域は、東西方向に概ねV字型の地形となっており、北西部、東部は主に山地で、300～400mの山峰が連なり、町域の70%以上を山林(保安林を含む)が占める。全般に北部の海拔が高く、南に向かって次第に高度が低下する地勢で、海拔の最高地は633m、最低地は70mとなっている。

【気象】

太平洋式気候に属し、夏は南東の季節風によって温暖多湿である。冬は北西の季節風が吹くが、町の北部に山地があることから、その影響はあまり見られない。降水量は年間1,930mm程度(平成29～令和5年の平均値)、降雪量は県内でも少ない地域であり、交通への影響もほとんどない。気象による災害は、過去においては台風等を除いてまれであり、比較的平穏な地域となっている。しかし近年、局地的豪雨や竜巻等による被害が全国各地で多く見受けられるため、川辺町においても注意が必要である。

②社会的条件

【人口】

令和7年4月1日現在、9,707人で、平成17年以降、微減傾向となっており、今後もこの傾向は継続すると考えられている。また、老年人口比率の増加が予測されており、防災面からも重要な課題のひとつとなっている。

【交通】

ア) 道路

- ・広域基幹道路網としては、東海環状自動車道が整備され、川辺町の南端を通過している。川辺町中心部から最も近い美濃加茂ICまで、国道41号美濃加茂バイパス経由で約5分であり、東濃、西濃、三河方面へのアクセスは良好であるとともに、土岐JCTにおいて中央自動車道、美濃関JCTにおいて東海北陸自動車道と接続している。
- ・広域幹線道路網としては、飛騨川沿いを南北に通過する国道41号と、町域を東西に横断する国道418号が挙げられる。国道41号は、下呂市、白川町方面から川辺町を通過し、美濃加茂市、小牧市、名古屋市方面を結んでいる。平成21年に、美濃加茂市太田町と加茂郡川辺町石神とを結ぶ国道41号美濃加茂バイパスが全線開通したことから、岐阜市や名古屋市方面のアクセスが一段と向上した。東名高速道路の終点にも当る小牧ICまでは、国道41号経由で

約50分、名古屋市までは約1時間20分となっている。一方、国道418号は、東は八百津町方面、西は美濃加茂市や関市方面を結んでおり、これらの地域へのアクセスに利用されている。

イ) 鉄道

- ・JR高山本線が、飛騨川や国道41号と並行して走っている。町内には、中川辺駅と下麻生駅の2駅があり、貴重な公共交通手段として通勤・通学等に利用されている。中川辺駅～岐阜駅間は普通列車で約1時間、中川辺駅～名古屋駅間（岐阜駅経由、岐阜駅～名古屋駅間はJR東海道本線を利用）は約1時間30分である。

ウ) バス

- ・バス会社等による定期路線バスは、現在運行されていないが、川辺町社会福祉協議会によって無料の福祉バスが運行され、町内の主要施設を結んでいる。

エ) 町内アクセス

- ・川辺町は、中央を流れる飛騨川によって町域が大きく二分されていることから、飛騨川に架けられた4本の橋（山川橋、新山川橋、川辺大橋、飛騨川橋）が、町民の生活や交流を支える重要な役割を果たしている。そのため、これら橋梁の耐震化の推進や維持・管理に努めて行く必要がある。

③川辺町の災害リスク

■自然災害

【風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水等）】

川辺町は、飛騨川が中心を流れることからその支流河川が多く、回数はそれほど多くはないものの、これまでも水害が発生し、被害が生じている。古くは、寛政10年(1798年)の飛騨川の大水により下麻生地区、西柘井地区が被害を受けたという記録が残っている。

近年の大きな風水害としては、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風が挙げられる。死者はなかったものの、重傷者を含む負傷者8名、家屋等の全壊81戸、半壊71戸、床下浸水120戸に加えて、田畑や道路の被害も大きく、災害救助法が適用された。また、「飛騨川バス転落事故」を引き起こした昭和43年(1968年)8月17日の豪雨災害は、重傷者を含む負傷者7名、家屋等の全壊流失23戸、半壊20戸、床上浸水134戸、床下浸水638戸のほか、田畑、道路、林道もその機能を全く失う等、川辺町にとって、戦後最大規模の災害となった。

現在は、河川改修等が施されているが、過去の大雨により、下麻生、上川辺地内の中小河川をはじめ、鹿塩から下川辺地内を流れる雄鳥川、下飯田地内の飯田川、比久見地内の寺洞川、坂之洞川、下吉田地内の尾賀野川などの流域で土砂の流出や道路、橋梁、耕地の流埋没等の水害が発生しており、注意が必要な状況である。

県の水害危険情報図によると、町内最大の河川である飛騨川沿いの下麻生、下吉田、上川辺、中川辺、比久見、福島、下川辺地区では最大20mを超える浸水が予想されており、周辺に工場を持つことが多い製造業者には、特にその被害予測と対策が重要となる。その他の河川が氾濫した場合でも、各地区において～10mの浸水が予想されており、事業者への防災の意識付けと対策が必要である。

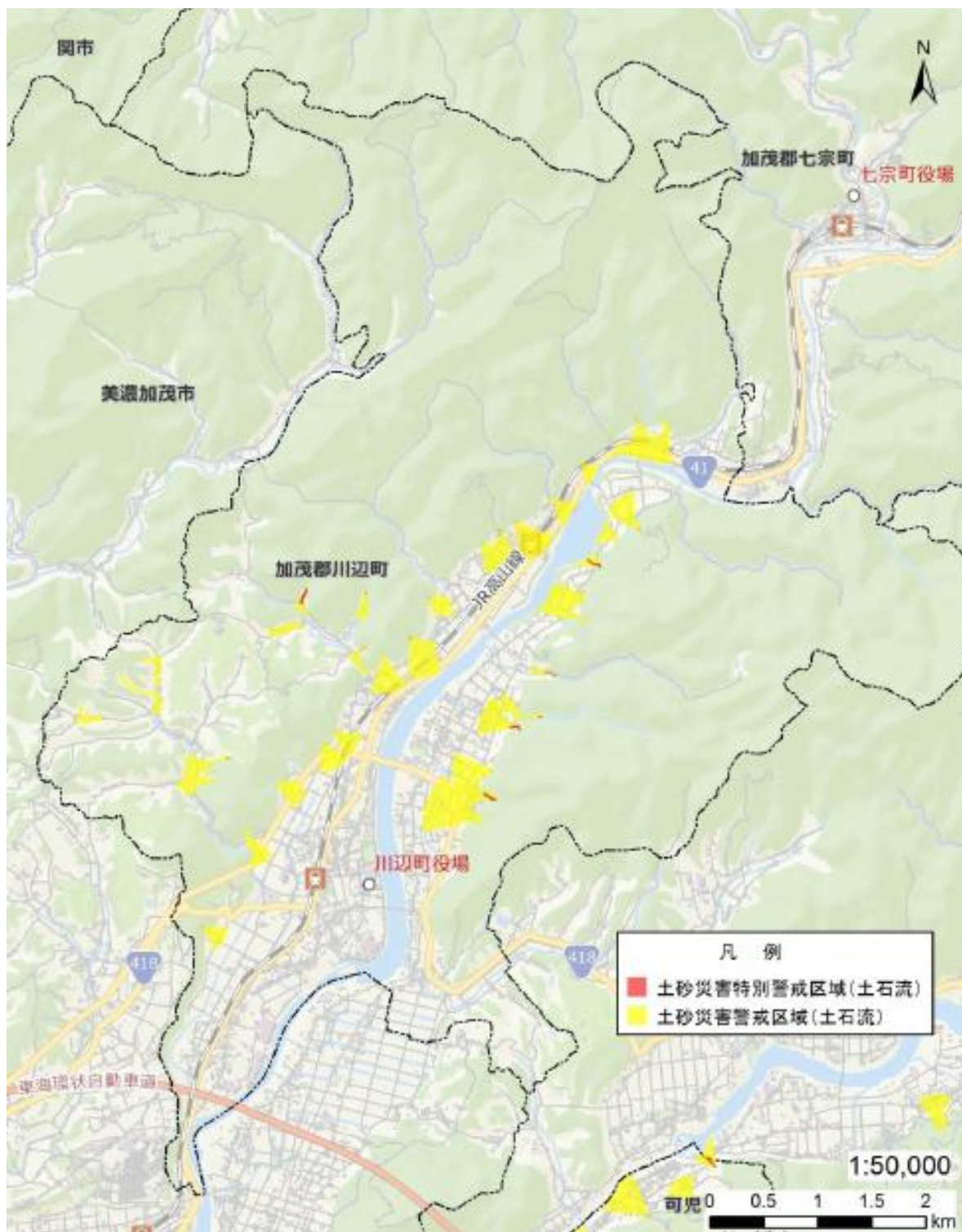
さらに、竜巻等の激しい突風による災害についてもその特性の理解や対策が必要となっている。竜巻等は一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生することが多く、台風シーズンの9月～10月に発生が最も多く確認されている。また、竜巻等は日本のどこでも発生する可能性があり、県内においても平成3年(1991年)～令和7年(2025)年までに9回の発生が確認されている。最近では、令和7年7月に岐阜市内で竜巻の可能性が高い突風が発生し、建物等が被災した。

【土砂災害（土石流、がけ崩れ等）】

土砂災害とは、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、山肌やがけが崩れ、土砂・石混じりの水が流れ出す自然災害を指す。主要な土砂災害としては「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」が挙げられるが、川辺町では特に「土石流」と「がけ崩れ」に注意する必要がある。過去にも、雨による地盤のゆるみによって山地斜面が崩壊する等の土砂災害が発生している。

土砂災害警戒区域の中でも、特に石神、上川辺、下麻生地区においては、川辺町の主要交通網である国道41号とJR高山線が土砂で不通になる可能性があり、避難や救助、物資の運搬等に支障をきたす恐れがあるため、事業継続についても様々なケースを想定した対策を講じる必要がある。

<川辺町の土砂災害警戒区域（土石流）>



出典：川辺町地域防災計画

<川辺町の土砂災害警戒区域（急傾斜地）>

出典：川辺町地域防災計画

【地震災害（直下型、海溝型等）】

ア) 震度・P L 値の予測

地震災害は、主に活断層による「直下型地震」と南海トラフ等の「海溝型地震」の被害が予想される。

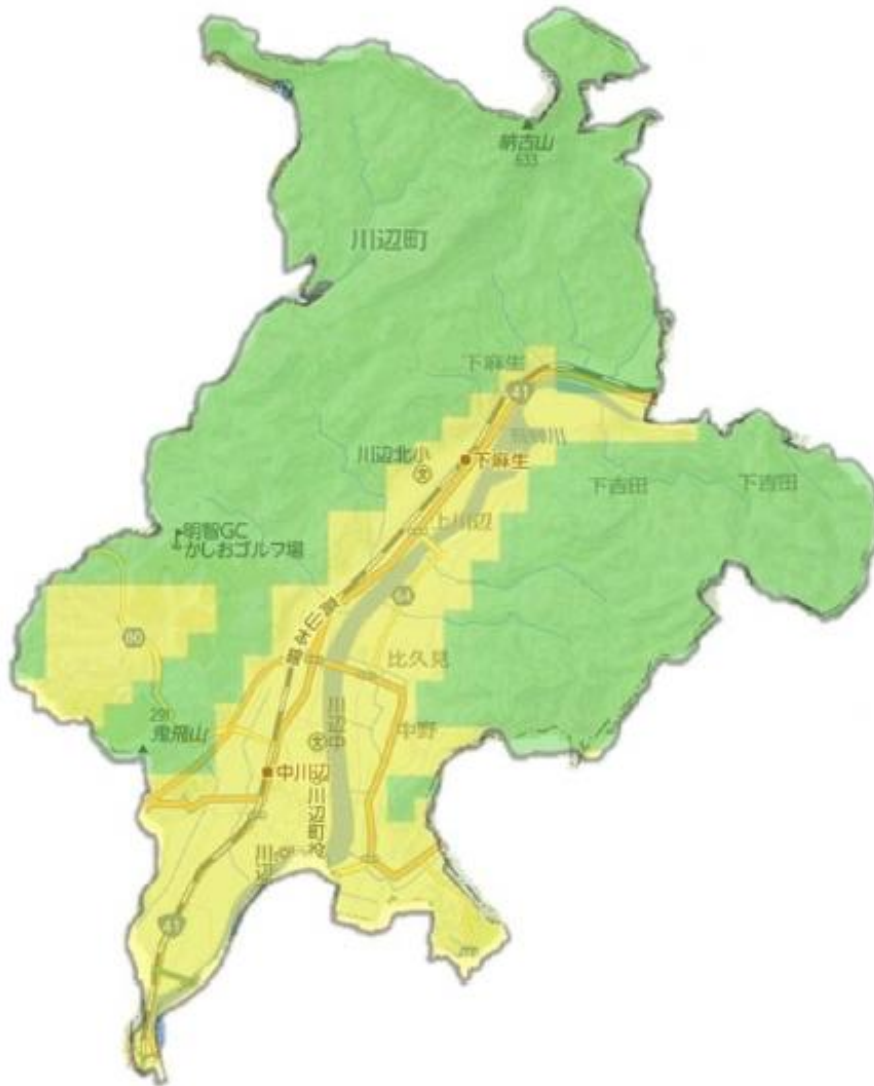
直下型地震としては、これまでのところ活断層は確認されていないが、周辺には阿寺断層帯や揖斐川－武儀川断層帯といった活断層が存在しており、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっている。

平成31年2月に県が公表した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」では、揖斐川－武儀川断層帯を原因とする地震により、川辺町で震度6弱、建物全壊約90棟などの被害が想定されている。また、阿寺断層帯については、東北地方太平洋沖地震の影響により、「地震発生確率が高くなっている可能性がある」と判断されている。






海溝型地震としては、四国から東海にかけての海域を震源とする南海トラフ巨大地震の発生が予測され、平成25年2月に県が公表した「平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、川辺町において建物全壊30棟、半壊269棟などの被害が想定されている。なお、南海トラフ巨大地震の震度分布予測とP L 値（液状化指数）予測は次頁に示すように、町南部及び飛騨川沿い地域で震度6弱と予想されている。

地震災害は、町全域に被害が及ぶことが想定されるため、上記直下型地震及び海溝型地震の被害想定に対応できるよう、事業所等の耐震化や各種資機材の転倒防止などといった事前対策を盛り込んだ事業継続計画を作成する必要がある。

＜南海トラフ巨大地震の震度分布予測＞



震度と揺れ等の状況(概要)





凡例	震度階級	計測震度	被害想定
	震度7	6.5以上	自分の意思で行動できません。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生します。耐震性の低い木造建物は倒れるものがさらに多くなります。高い木造建物でも傾くことがあります。
	震度6強	6.0以上 6.5未満	立ってられず、はわないと動くことができません。重い家具もほとんど倒れます。耐震性の低い木造建物は倒れるものが多くなります。地割れや山崩れが発生することもあります。
	震度6弱	5.5以上 6.0未満	立っていることが難しく、壁のタイルや窓ガラスが割れ、ドアが開かなくなります。耐震性の低い木造建物が傾いたり倒れるものもあります。
	震度5強	5.0以上 5.5未満	物につかまらなると歩くことが難しくなります。タンスなど重い家具が倒れたり、外では補強していないブロック塀が崩れることがあります。
	震度5弱	4.5以上 5.0未満	大半の人が恐怖を覚えます。棚にある食器類や本が落ちることがあります。固定していない家具が移動したり倒れることがあります。

出典：川辺町地域防災計画

＜南海トラフ巨大地震のPL値分布予測＞



PL値と液状化の可能性

凡例	PL値	摘 要
	PL > 15.0	液状化発生の可能性が高い。
	5.0 < PL ≤ 15.0	液状化発生の可能性がある。
	0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い。
	PL = 0.0	液状化発生の可能性がない、あるいは極めて低い。

出典：川辺町地域防災計画

■感染症

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により、各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。このように、全国的かつ急速なまん延により、川辺町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 372人
- ・小規模事業者数 303人 (令和3年経済センサスより)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	52	49	町内各地に点在
	製造業	78	58	比較的大きな製造業者は飛騨川沿いに多く立地している
	卸売・小売業	92	67	町内各地に点在
	宿泊・飲食業	34	27	飲食店は旧国道41号沿いに多く立地している
	サービス業	78	71	町内各地に点在
	その他	38	31	町内各地に点在

(3) これまでの取組

1) 川辺町の取組

- ・川辺町地域防災計画の策定(令和2年11月改訂)
- ・防災訓練の実施(年1回実施、直近では令和7年2月3日に実施)
- ・防災備品の備蓄(食料、水、粉ミルク、毛布、簡易トイレ、マスク等)
- ・避難所の環境整備
- ・防災士の養成
- ・自主防災組織への活動支援
- ・防災行政無線デジタル化
- ・ハザードマップの作成、配布

2) 川辺町商工会の取組

- ・事業者BCP研修会に参加(令和6年9月)
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
(商工会窓口にチラシを常設、令和6年8月発送の会報誌で周知)
- ・商工会BCP策定(令和2年9月)
- ・防災備品の備蓄(懐中電灯、非常食、乾電池等)

II 課題

- ①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、自然災害への事前対策の優先順位は低くなりがちであり、結果、事業者BCPへの関心が低く、取組み意欲も希薄である。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業者BCPを策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

商工会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできているが、事業継続支援のための知識や経験は有していない。したがって、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

商工会BCPは令和2年9月に策定し、これまで年1回の訓練実施及び計画内容の確認・見直しを行ってきた。これにより、災害発生時の基本的な対応方針や連絡体制については、一定の運用が図られている。一方で、実践的な訓練や関係機関との情報共有を通じて、被災状況の把握方法や発生後対応に係る連携のあり方について、更なる具体化と実効性向上が課題として認識されている。有事において、商工会活動の早期復旧及び事業者支援を円滑に実施できるよう、川辺町をはじめとする関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

III 目標

自然災害等の発生時においても、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持安定を目指す。その実現に向け、有事前においては事業継続に資する事業者BCPの策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図る。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害や感染症等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

(目標件数)

- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催 年：1回
- ・ 事業継続に関する巡回指導件数 年：20回
- ・ 事業者BCP策定支援事業者数 年：4事業者
- ・ 事業者BCP策定事業者数 年：2事業者（経営指導員1人当たり1事業者以上）

②商工会職員の支援スキルの習得

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し、体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。併せて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会BCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、川辺町商工会と川辺町とが、被災時には被災状況や発生後対応に関する情報共有、感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるようにするなど、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

川辺町商工会と川辺町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

- ・巡回経営指導時等に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・新型コロナウイルス感染症は、時、場所を問わず発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされず冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、平成26年に川辺町が改訂した「川辺町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び業種別ガイドラインに基づき感染防止の取組みを行うよう周知する。
- ・マスクや消毒液等の備蓄を推奨するとともに、事業所内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境整備のための情報や支援策について情報発信を行う。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図るほか、ホームページ等で常に最新の情報発信を行う。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP策定の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し、計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・川辺町商工会は、令和2年9月に事業継続計画を策定した。今後も自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに、共済加入相談に対応する。
- ・可茂地区の各商工会及び商工会議所と定期的に開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・策定した事業者BCPの取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・年1回以上、法定経営指導員と町担当で状況確認や改善点等について協議し、必要に応じて計画の見直しを図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、川辺町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基にSNS等により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を川辺町商工会と川辺町で共有する。
- ・感染症の国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発令した場合、「川辺町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき設置される町対策本部と連携し、感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・川辺町商工会と川辺町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、川辺町商工会と川辺町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する

2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	新たな被害情報を確認し次第、都度共有する

・情報共有の連絡窓口は以下のとおりとする。

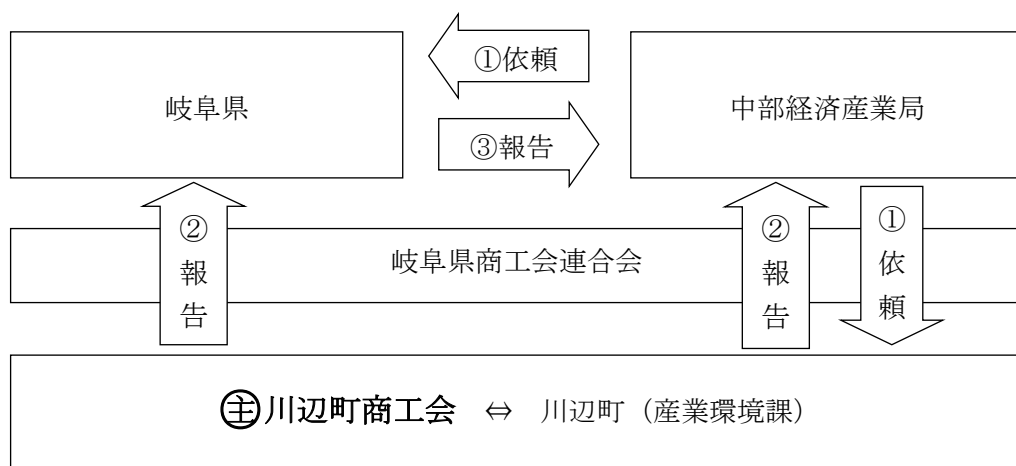
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
川辺町産業環境課	課長	課長補佐
川辺町商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

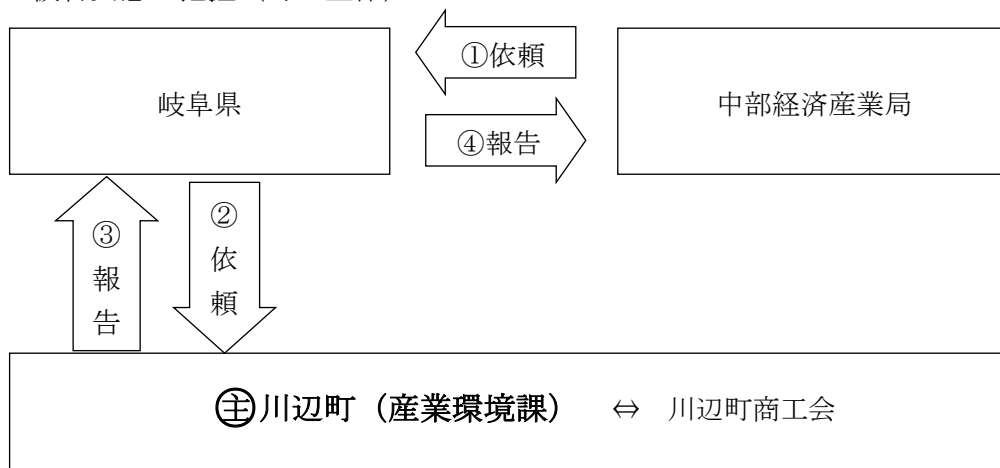
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・川辺町商工会と川辺町が共有した情報を、県の指定する方法にて、川辺町商工会又は川辺町より県の商工担当部署へ報告する。

< 被害情報の報告の流れ >

★初動対応（商工会が主体）



★被害実態の把握（町が主体）



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、川辺町と相談する（川辺町商工会は、国の依頼を受けた場合に、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

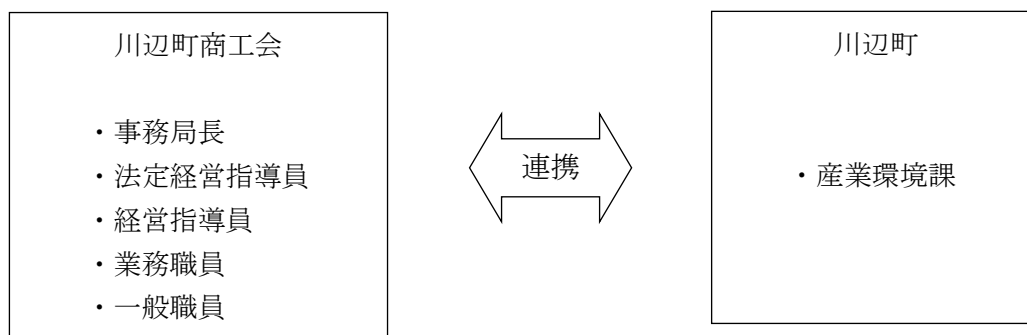
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大藪 綾美 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

川辺町商工会

〒509-0305 岐阜県加茂郡川辺町西栃井1376-1

TEL:0574-53-2327 / FAX:0574-53-2390

E-mail: kawabe@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

川辺町役場 産業環境課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4

TEL:0574-53-2511 (代表) / FAX:0574-53-2374

TEL:0574-53-7212 (直通) / E-mail: sangyou@kawabe-gifu.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	380	380	380	380	380
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ 印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専 門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300
3. 支援協議会開 催費 出席旅費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等